

Topic 01

児童手当の現況届について

子育て支援課 ☎(55)7118

下記に該当する方は「児童手当現況届」の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方

- ①離婚協議中で配偶者と別居している方
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が愛西市と異なる方
- ③支給要件児童の住民票がない方
- ④法人である未成年後見人、里親の受給者
- ⑤18歳年度末経過後22歳年度末までの第3子加算対象の子がおり、その子が進学していない方
- ⑥その他、提出の案内があった方

次の変更事項があった方はすみやかに届け出てください

- ①児童を養育しなくなったことにより、対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
- ③婚姻等により、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- ④離婚し、児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき ※3歳未満の児童がいる場合のみ

届出の際必要なもの／

- ①受給者の健康保険証のコピー

※現行の保険証がない場合は、受給資格者が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」など

- ②継続受給の申立書

※児童の監護状況に応じて提出する申立書の種類が異なります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

届出期間／6月2日(月)～30日(月)

(土・日曜日を除く)

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

支給額／(児童1人・月額)

3歳未満	第1・2子の場合	月 15,000円
	第3子以降の場合	月 30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第1・2子の場合	月 10,000円
	第3子以降の場合	月 30,000円

※第3子以降の算定対象は
22歳到達後の最初の年度末まで

届出先／子育て支援課および各支所

Topic 02

議会6月定例会放映のお知らせ

議会事務局 ☎(55)7141

6月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(チャンネル121)
5月30日(金)	一般質問	6月12日(木)午前10時～・午後7時～
6月2日(月)	一般質問	6月13日(金)午前10時～・午後7時～